

用語集

あ 行

■アクセシビリティ

障害者や高齢者等も含めた全ての人々にとってサービスがどれくらい利用しやすいかの度合いを示す指標。

■新たな移動手段

本計画策定時において市内で利用可能な既存の移動手段以外の移動手段。

■移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（移動等円滑化促進方針）と移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（バリアフリー基本構想）を定めるもの。

■インフラストック

インフラの整備により、整備された社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中長年にわたって得られる効果

■ウォークアブルなまちづくり

街路空間を車中心から人中心の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使う、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指すこと。

■オンデマンド交通

運行時刻やルートなどを利用者の要求に合わせて動的に調整する交通サービス。

■オープンデータ

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータ。

- 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- 機械判読に適したもの
- 無償で利用できるもの

公共交通のオープンデータとしては、国土交通省がバス事業者と経路検索事業者との間でデータの受渡をするための「標準的なバス情報フォーマット」（GTFS-JP、GTFS-RT）を定めている。

か 行

■回遊性

都市・地域において、人々が生活圏内や周辺の場所を自由に訪れることができる環境を指す。

まちづくり分野においては、地域内を歩いたり、自転車で移動したりすることが容易で、公共交通などによって外部ともつながりがあるような地域環境を回遊性が高い状態とすることが多い。

■協働

異なる主体が、対等の立場で、それぞれの役割の下、共通する課題の解決に向けて、連携・協力し合うこと。

■行政界

行政区画。行政機関がその権限を及ぼすことができる範囲について地域的な限界が設けられている場合のその地域。

■グリーンスローモビリティ

時速20キロメートル未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称。

■公共交通空白地域・不便地域

本計画においては、鉄道駅から800メートル圏外並びにバス停300メートル圏外又は片道30本未満のバス停300メートル圏内の地域。

なお、計画策定時点のコミュニティバス事業においては、鉄道1キロメートル圏外又はバス停から300メートル圏外の地域を交通不便地域としている。

■交通弱者

高齢者や障害者など、移動に制約を伴っている人。

■交通モード

徒歩、自転車、路線バスなどの交通手段。

■コミュニティバス

公共交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、次の方法により運行するもの。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス（乗車定員11人未満の車両を用いる「乗合タクシー」を含む。）
- (2) 市町村自らが自家所有有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送

■高速乗合バス

道路運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するもの（一つの市町村の区域を超え、かつ、その長さがおおむね50キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの）。

さ 行

■サイクルアンドバスライド

自宅から最寄りのバス停まで自転車で行き、バス停近くの自転車駐車場に自転車を停めて、そこからバスに乗り換えて目的地に向かうシステム。

■シェアサイクル

相互利用可能な複数のサイクルポートが設置された、面的な都市交通に供されるシステム。

■自動運転

運転者が行う運転操作等を機械が代わりに行うことで、自動車の運転を行うもの。自動運転には、運転者が全ての運転操作を行う状態から、自動車の運転支援システムが一部の運転操作を行う状態、運転者の関与なしに走行する状態まで、様々なレベルがあり、国においては自動運転のレベルを0～5までの6段階とし、段階的に実現を目指すこととしている。

- レベル1 アクセル・ブレーキ操作又はハンドル操作のどちらかが部分的に自動化された状態【運転支援車】
- レベル2 アクセル・ブレーキ操作及びハンドル操作の両方が部分的に自動化された状態【運転支援車】
- レベル3 特定の走行環境条件を満たす限定された領域において、自動運行装置が運転操作の全部を代替する状態。ただし、自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある場合においては、運転装置を促す警報が発せられるので、適切に応答しなければならない。【条件付自動運転車（限定領域）】
- レベル4 特定の走行環境条件を満たす限定された領域において、自動運行装置が運転操作の全部を代替する状態【自動運転車（限定領域）】
- レベル5 自動運行装置が運転操作の全部を代替する状態【完全自動運転車】

■ゼロカーボンシティ

二酸化炭素などの温室効果ガス実質排出量をゼロにすることを目指した都市を指す。これに向けた取組としては、自家用車から公共交通利用への転換、再生可能エネルギーの利用や、風力や太陽光などの活用などが挙げられる。

た 行

■タクシー相乗りサービス

配車アプリ等を通じて、目的地の近い旅客同士を運送開始前にマッチングし、タクシーに相乗りさせて運送するサービス（運送開始後に不特定の旅客が乗車できるバスとは異なるタクシー独自の運送形態）。

■中心市街地

交通結節点の機能を有し、市の中心拠点として商業、業務及びサービス機能が集積する府中駅周辺。中心市街地の範囲は、けやき並木通りや商業地、各商店街のほか、歴史的資源・文化施設、多くのイベント事業を実施する桜通りや府中公園を含む、62.29ヘクタール。

■地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

地域公共交通の活性化及び再生を一体的かつ効率的に推進するために定められた法律。平成19年5月制定、同年10月施行。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が令和2年11月に施行。

■地域旅客運送サービス

地域における旅客（運賃を払って交通機関に乗る人）の運送に関するサービス。

■都市計画道路

都市計画により決定された道路。歩行者や自動車等の交通路のほか、防災空間（火災の広がりを道路空間で遮断）、環境空間（風通し、明るさ、開放感等を確保）及び収容空間（下水道や電線等を埋設）としての機能を併せ持つ。

な 行

■二次交通

目的地まで複数の交通機関を使用する場合の、鉄道駅等の交通拠点と目的地を結ぶ2つ目の交通機関。

■日常生活圏域

住民が日常生活を営んでいる地域。地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、福祉・医療等の施設の立地状況などを総合的に勘案して定める。本市では、「府中市福祉計画（令和3～令和8年度）」において、「市内にある11の文化センター圏域を基礎としたエリアであり、住民が主体的に地域の生活課題を把握し、解決に取り組むことができる身近な圏域」と定めている。

■乗合バス事業

一般乗合旅客自動車運送事業（旅客自動車運送事業の項を参照）。

は 行

■バリアフリー

高齢者・障害者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去する考え方。

なお、「ユニバーサルデザイン」（どこでも、誰でも、自由に、使いやすく）は、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

■福祉有償運送

道路運送法上の自家用有償旅客運送の種別の一つ。タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できない場合に認められ、NPO法人や社会福祉法人等が、実費の範囲内（営利とは認められない範囲）の対価により、乗車定員10人以下の自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して行う個別の輸送サービス。

■府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づき策定する計画。両計画は一体のものとして作成することが介護保険法第117条に規定されていることから、本市では「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」として策定している。

■府中市交通安全計画

交通安全対策基本法に基づき策定される計画であり、市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱について定めるもの。

■府中市環境基本計画

本市における環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定める府中市環境基本条例に基づくものであるとともに、第7次府中市総合計画に示された施策を環境面から具体化し、支えていく計画。

■府中市都市計画に関する基本的な方針（府中市都市計画マスタープラン）

「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定められるものであり、「市町村総合計画」や、都道府県が定める「都市計画区域マスタープラン」等の内容に即し、地域の特性に応じた将来像を明らかにし、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針を示す指針となるもの。

■府中市中心市街地活性化ビジョン

中心市街地の課題を踏まえ、本市全体がより活力のある地域となるため、その核として、魅力と活力を創出する本市の「顔」にふさわしい中心市街地の形成を目指すために策定するもの。

■府中市総合計画

本市の最上位計画として、市の将来の長期的な展望の下、市政のあらゆる分野を対象とした、総合的かつ計画的なまちづくりの指針を定めるもの。

■ボランティア輸送

報酬を得ずに自発的に行われる輸送サービス。通常、社会貢献や地域活性化などの目的から行われる。

■ホームドア

鉄道駅においてプラットホームからの転落や列車との接触事故防止などを目的として、線路に面する部分に設置される可動式の開口部を持った仕切りのこと。ホーム柵ともいわれる。ホームから天井までを完全に仕切りで覆うフルスクリーン型、大人の胸から腰あたりまでの高さの柵を使う可動式ホーム柵型などがある。

ま 行

■モビリティ（Mobility）

「可動性」や「移動性」「流動性」「機動性」などを意味する。本書では、人・物の移動手段。

■モビリティハブ

様々な交通モード（バス、タクシー、シェアサイクル等）の接続・乗換拠点。

や 行

■ユニバーサルデザインタクシー

高齢者や車いす使用者のほか、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすい新しいタクシー車両をいう。

ら 行

■旅客自動車運送事業

他人の需要に応じ、自動車を使用して有償で旅客を運送する事業であって、次に掲げるもの。

1 一般旅客自動車運送事業

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業 他人の需要に応じ、自動車を使用して有償で旅客を運送する事業のうち、不特定多数の旅客を運送する事業（乗合バス、路線バス）。

一般的には路線（バスの走る経路）を定めて定期的に運行し、設定された運行系統の起終点及び停留所で乗客が乗り降りする運行形態のことをいい、他に高速バスなども乗合バスに当たる。

- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業 他人の需要に応じ、自動車を使用して有償で旅客を運送する事業のうち、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業。乗合バスやタクシー以外の旅客自動車運送事業（貸切バス）で、一般的には観光や冠婚葬祭などの際に利用されている。

- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業 一個の契約により乗車定員10人以下の自動車を貸し切って旅客を運送するもの（タクシー）。

- 2 特定旅客自動車運送事業 特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送するもの。介護事業所が利用者限定して行う運送サービスなど。

アルファベット

■DX（デジタルトランスフォーメーション）

デジタル技術の導入によって生じる変革、特にビジネスモデルや業界構造の変化を指す。

公共交通分野では、デジタル技術を活用して、サービス向上や効率化などを図られることが期待されている。

■GTFS-RT（GTFSリアルタイム）

バス事業者と経路検索等の情報利用者との情報の受渡しのための共通フォーマットである「標準的なバス情報フォーマット」のうち、遅延、到着予測、車両位置、運行情報等の動的データ。

■GTFS-JP

バス事業者と経路検索等の情報利用者との情報の受渡しのための共通フォーマットである「標準的なバス情報フォーマット」のうち、停留所、路線、便、時刻表、運賃等の静的データ。

■ICT（Information and Communication Technology）

情報通信技術。通信技術を活用したコミュニケーションを意味する。

■MaaS（Mobility as a Service/マース）

利用者が多様な移動に関するサービス（鉄道・バス・タクシー・自転車・自動車・カーシェアリング等）に対して、「1つのサービス」としてアクセスし自由に選択できるようにすること。

■ZEV（Zero Emission Vehicle）

走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のこと。

